

基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内容	回答
1	暴力団排除に係る企業団の解除権	4	14	1			解除の対象は本項に該当した事業者だけでなく、その事業者が所属する応募グループ全ての事業者となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。